調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

福島県市区町村数 59

都	市	市			事	庁	諮					田力		市区町村数 計画	59		
道		.,,,			7	内	問	男女共	司参画に関する条例				共向参画に関する 4月1日現在で有効				
		区		所	務	庁内連絡会議の	機		 有		無	,	有				無
県	村	町	担当課(室)名			会	関				現 在				女性活	計画	
⊐	コ	村		属	所	議の	の	条例名称	 公布日(西暦)	┃ 施行日(西暦)	在の	計画名称	計庫	i期間	躍推進	策定	現在の
	1	1.1				有	有	未例句が			 	በነ ሥነ ግ ነጥ	A1 F	1.4311b1	法との 関係	の 方法	状況
ド	ド	名			掌	無	無				況					刀压	
				/		17	20	16			u	53					$\overline{}$
7	201	福島市	男女共同参画センター	1	1	1	1	福島市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2002年12月27日		福島市男女共同参画基本計画(男女共 同参画ふくしまプラン)	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
		会津若松市	企画政策部 企画調整課 協働·男女参画室	1	1	1		会津若松市男女共同参画推進条例	2003年12月19日	2004年4月1日		第5次会津若松市男女共同参画推進プラ ン	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	1	1	
		郡山市 いわき市	男女共同参画課 男女共同参画センター	1	1	1		<u>郡山市男女共同参画推進条例</u> いわき市男女共同参画推進条例	2003年3月25日 2011年3月31日	2003年4月1日 2011年4月1日		第三次こおりやま男女共同参画プラン 第四次いわき市男女共同参画プラン	2018年4月 2022年4月	~ 2026年3月 ~ 2027年3月	1	1	
		力河士	教育委員会事務局生涯	2		1	1	1 付き 田男女共同参画推進末例	2011年3月31日	2011年4月1日		第2次白河市男女共同参画計画	2018年4月	2027年3月 ~ 2023年3月	1	1	
	Н		学習スポーツ課		2		'					すかがわ男女共同参画プラン21第3次計			'	'	
7	207	須賀川市	企画政策部企画政策課	1	2	0	1	須賀川市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2003年1月1日		画[改定]	2014年4月	~ 2024年3月	1	1	
		喜多方市	企画調整課	1	2	1	1	喜多方市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年1月4日		第3次喜多方市男女共同参画推進基本 計画	2017年4月	~ 2027年3月	1	1	
7	209 210		生涯学習課 総務部秘書政策課	1	2	<u>1</u>	1		2005年12月1日	2005年12月1日	0	そうま男女共生プラン21 二本松市男女共同参画基本計画	2022年4月 2022年4月	2027年3月2027年3月	1	1	
			保健福祉部 社会福祉課	1	2	1	1	田村市男女共同参画推進条例	2020年3月26日	2020年4月1日		第2次田村市男女共同参画計画(田村市 女性活躍推進計画)	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	1	1	
7	212	南相馬市	南相馬市教育委員会事 務局生涯学習課	2	2	1	1					第3次南相馬市男女共同参画計画	2020年4月	~ 2024年3月	1	1	
		が连巾	未来政策部協働まちづく り課	1	2	1		伊達市男女共同参画推進条例	2016年3月17日	2016年3月17日		第2次伊達市男女共同参画プラン	2018年5月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
7	214	本宮市 桑折町	生活環境課 総合政策課	1	2	1	_	本宮市男女共同参画推進条例	2007年1月1日	2007年1月1日		本宮市第2次男女共同参画基本計画 第二次こおり男女共同参画プラン	2019年4月 2013年3月	2024年3月2023年3月	1	1	
		国見町	住民防災課	1		0	_					第二次この9男女共同参画フラフ 国見町男女共同参画計画	2013年3月	~ 2023年3月	0	1	
7	308	川俣町	政策推進課	1	2	1	1	川俣町男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第3次川俣町男女共同参画推進計画	2022年4月	~ 2030年3月	0	1	
7	322	<u>大玉村</u> 鏡石町	健康福祉課 税務町民課	1		0	0	大玉村男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年4月1日		第2期大玉村男女共同参画推進計画 鏡石町男女共同参画プラン	2022年4月1日 2020年10月	~ 2027年3月31日 ~ 2025年3月	0	1	
7	344		総務課	1	2						0	天栄村男女共同参画計画	2019年3月	~ 2027年3月	0	1	
7	362		教育委員会事務局		2	0	1					下郷町第2次男女共同参画プラン	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	
			住民課 地域創生課		2						2		2018年3月	~ 2025年3月	0	1	1
			<u>地域剧主味</u> 生涯学習課		2						0	からふるプラン(南会津町男女共同参画	2010年3月 2022年4月1日	2023年3月2027年3月31日		1	
			住民課		2							計画) 第1次北塩原村男女共同参画プラン	2019年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
7	405	西会津町	福祉介護課		2						10	<u>第1次北温原刊男女共同参画プラン</u> 西会津町男女共同参画計画	2020年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
7	407	磐梯町	町民課	1	2	0	0				0	磐梯町男女共同参画計画	2020年10月	~ 2028年3月		1	
7	408	猪苗代町	保健福祉課		2						0	猪苗代町男女共同参画計画 ないざばんば男女共同参画計画	2021年4月	~ 2027年3月	1	1	
		<u>会津坂下町</u> 湯川村	総務課 行政管理班 住民課		2							あいづばんげ男女共同参画プラン 湯川村男女共同参画計画	2020年4月1日 2020年2月	~ 2025年3月31日 ~ 2030年1月	0	1	
7	423	柳津町	<u>住氏跡</u> 教育課		2						10	柳津町男女共同参画計画	2020年2月	~ 2030年1月 ~ 2023年3月	0	1	
7	444	三島町	総務課	1	2	0	0				0	三島町男女共同参画計画	2020年10月1日	~ 2030年9月30日	1	1	
7	445	金山町	金山町教育委員会	2	2	0	0				0	金山町男女共同参画社会基本計画	2017年4月	~ 2027年3月	0	1	
			保健福祉課	1	2			会津美里町男女共同参画推進まちづ	0005年10日1日	0005年10日1日	0	昭和村男女共同参画計画 会津美里町第4次男女共同参画推進ま	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	0	1	
-	Н	会津美里町	西郷村教育委員会 生涯	2	2	0	'	くり条例	2005年10月1日	2005年10月1日		ちづくり行動計画	2022年4月	~ 2027年3月		1	
		四知竹	学習課				0					西鄉村男女共同参画計画	2019年1月	~ 2028年12月	U	1	
			総務課 生涯学習課		2							泉崎村男女共同参画基本計画 中島村男女共同参画計画	2018年5月1日 2020年3月	~ 2028年3月31日 ~ 2028年3月		1 1	
		<u>中岛的</u> 矢吹町	<u> 注紙子自味</u> まちづくり推進課		2							中島 <u>村男女共同参画計画</u> 矢吹町男女共同参画プラン	2020年3月 2022年4月1日	~ 2028年3月 ~ 2027年3月31日		1	
7	481	棚倉町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第2次たなぐらまち男女共同参画計画	2015年4月	~ 2025年3月		1	
7	482	矢祭町	教育委員会教育課		2						0	矢祭町男女共同参画計画	2020年4月	~ 2030年3月	1	1	
7	483	塙町	健康福祉課	1	2	0	0				0	塙町男女共同参画計画	2018年12月3日	~ 2027年3月31日	0	1	

都道	市区	市			事	庁 内	諮問	男女共	同参画に関する条例				共同参画に関す。 4月1日現在で有))			
府	町	区		所	務	連絡	機		 有		無		 有					無
県	村	町	担当課(室)名			会業					現					女性活	計画	
 - 	П	村		属	所	譲の有	の有	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	在の状	計画名称	計	·画期間		選推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
ド	ド	名			掌	無	無				況					X	刀压	
		鮫川村	総務課	1	2	0						第1次男女共同参画計画	2016年11月	~	2026年3月	0	1	
		石川町	生涯学習課	2	2	0	0	石川町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		いしかわ男女共同参画プラン	2015年4月	~	2025年3月	0	1	
7	502	玉川村	企画政策課	1	2	0						第1次玉川村男女共同参画計画	2017年4月1日	~ 2	2027年3月31日	0	1	
7	503	平田村	総務課	1	2							平田村男女共同参画計画	2020年3月	~	2024年3月	1	1	
7	504	浅川町	保健福祉課	1		0	_					(浅川町男女共同参画計画)	2020年3月1日	~ 2	2030年2月28日	1	0	
7	505	古殿町	健康福祉課	1			0				0	古殿町男女共同参画計画	2019年4月	~	2024年3月	1	1	
7	521	三春町	教育委員会生涯学習課	2							0							1
7	522	小野町	町民生活課	1	2						0							1
7	541	広野町	総務課	1	2	0					0							1
7	542	楢葉町	総務課 行政係	1	2	1	'	楢葉町男女共同参画の推進による心 豊かな町づくり条例	2004年12月17日	2005年4月1日		楢葉町男女共同参画基本計画書	2008年4月	~	2023年3月	1	1	
7	543	富岡町	生涯学習課	2	2	0	0	富岡町男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		富岡町男女共同参画まちづくり基本計画	2007年3月	~	2023年3月	0	1	
7	544	川内村	教育課 生涯学習係	2	2	0	0				0	川内村男女共同参画計画	2022年4月1日	~ 2	2032年3月31日	1	1	
7	545	大熊町	教育総務課	2	2	1	1				0	(おおくま男女共同参画プラン)	2007年9月	~	2023年9月	0	0	
7	546	双葉町	住民生活課	1		0					0							0
7	547	浪江町	教育委員会事務局	2	2	0	0					男女共同参画プランなみえ	2007年4月	~	2023年3月	0	1	
7	548	葛尾村	住民生活課	1	2	0	0				0	第2次葛尾村男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
7	561	新地町	教育総務課	2	2	1	1				2	新地町男女共同参画プラン(しんちにじい ろスマイルプラン)	2017年3月	~	2026年3月	1	1	
7	564	飯舘村	生涯学習課	2	2	0	0				0							1

<選択肢回答>

 所属
 庁内連絡会議

 1 首長部局
 1 有

2 教育委員会 0 無

事務所掌

諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない 0 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

1 2023年3月末までの制定を目途に検討中

2 2022年度以降の制定を目途に検討中

3 その他

0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

0 一体でない

計画の策定方法

1 単独計画として策定

0 総合計画の一部として策定

現在の状況

1 策定予定有

0 策定予定無

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(で開設済の施設)								
道 府	区町	区									設		管理•道	官営主	E体	
県	村	町					所在地等	_		形	態		设管理	事	業運	
ベロード	: ロード	#1 村 名	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複 合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	その他
			3							1	2	2	1 0	2	1	0
			福島市男女共同参画センター	ウィズ・もとまち	960-8035	福島市本町2番6号	024-525-3784	024-522-1528	https://www.city.fukushima .fukushima.jp/kurashi/kyod osankaku/index.html		0	0		0		
		会津若松市							http://www.bunka-							_
7	203	郡山市	郡山市男女共同参画センター	さんかくプラザ	963-8876	郡山市麓山二丁目9-1	024-924-0900	024-924-0904	manabi.or.jp/sankaku	0		\perp	0		0	_
			いわき市男女共同参画センター		973-8408	福島県いわき市内郷高坂町四方木田191	0246-27-8694	0246-27-8641	http://www.city.iwaki.lg.jp/ www/job/1441963506741/i ndex.html		0	0		0		
7	205	<u>白河市</u> 須賀川市													\longmapsto	\dashv
7	208	<u>喜多方市</u> 相馬市														
7	209	相馬市 二本松市													\longmapsto	_
7	211	<u>一个似巾</u> 田村市													\vdash	-
7	212	南相馬市														
7	213	伊達市 本宮市													\longmapsto	_
7	301	桑折町											+		+	\dashv
7	303	国見町														
7	308	川俣町 大玉村													\vdash	_
7	342	鏡石町													\vdash	\neg
7	344	天栄村														
7	362	下郷町 檜枝岐村													\vdash	_
7	367	只見町													\vdash	\neg
7	368	南会津町													\Box	
7	402	北塩原村 西会津町										\dashv			\longmapsto	\dashv
7	407	磐梯町													\vdash	一
7	408	猪苗代町													\Box	\Box
7	421	会津坂下町 湯川村								-		\dashv			$\vdash \vdash$	\dashv
7	423	柳津町													$\vdash \vdash$	\dashv
7	444	三島町													口	
		金山町 昭和村													\longmapsto	\dashv
		<u>昭和刊</u> 会津美里町							 		$\vdash \vdash$	\dashv	+		$\vdash \vdash$	\dashv
7	461	西郷村													\square	\Box
7	464	泉崎村													Щ	_
7	465	中島村 矢吹町										\dashv	-		$\vdash \vdash$	\dashv
7	481	棚倉町														

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(202	2年4月1日現在で	で開設済の施設)							
道		区								施	設		管理∙ù	主営軍	E体
府 県	町					所·	在地等			形	態	施訂	设管理	事	業運営
		町	5 74										指口。		指点之
П 	П —	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直営	指定管理者	直営	指定管理者
ド		名											者	,	者
7	482	矢祭町													
7	483	塙町													
7	484	鮫川村													
7	501	石川町													
7	502	玉川村												'	
7	503	平田村												'	
7	504	浅川町													
7	505	古殿町													
7	521	三春町												'	
7	522	小野町											-	'	
7	541	広野町											-	'	
7	542	楢葉町			ļ								$-\!\!\!\!+\!\!\!\!\!-$	'	
	543	富岡町											$-\!\!\!\!+\!\!\!\!\!-$	 '	
	544	川内村											$-\!\!\!\!+\!\!\!\!\!-$	 '	
<u> </u>	545	大熊町			1								$-\!\!\!\!+\!\!\!\!\!\!+$	 -'	
<u> </u>	546	双葉町			1								$-\!\!\!\!+\!\!\!\!\!\!+$	 -'	+
1	54/	浪江町			1								$-\!\!\!+\!\!\!\!-$	+'	
1	048	葛尾村			1								+	+-	
		新地町											+	 '	
7	564	飯舘村												'	

都	市	市	男女共同	参画・女性 0) たと	か の	総合的な	施	設	(20	22	年 4	月	1 [日 瑪	. 在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数	(人)								主		な	事 業
府	町	ĸ															その他
県	村	町	7 Th	=1.4.5.5.5		非	予算額	広		相	_ 情	苦	交流促進	企と業	国	調査研究	
	⊐		名 称	設立年月日	常	常	(千円)	報	講座	談	· 提報	情	流	の・	際	査	
H	1	村			勤	勤		広報啓発	坐	争	· 提供集	苦情処理	促	理 Ν 携 Ρ	国際交流	サウ	
١	ド	名						兀		*		生	進	0	//IL	九	
			3					3	3	1	3	1	2	2	0	0	
			福島市男女共同参画センター	2003年7月1日	4	4	35,036	0	0		0		0				
		会津若松市			0	0	0										
				2002年4月1日	2	3	43,532			0	0	0	0				
			いわき市男女共同参画センター	2005年4月1日	3	0	5,141	0	0		0			0			
		白河市			0	0	0										
		須賀川市			0	0	0										
		喜多方市			0	0	0										
		相馬市			0	0	0										
		二本松市			0	0	0										
		田村市			0	0	0										
		南相馬市			0	0	0										
		伊達市			0	0	0										
7	214	本宮市			0	0	0										
		桑折町			0	0	0										
		国見町			0	0	0										
		川俣町			0	0	0										
		大玉村			0	0	0										
		鏡石町			0	0	0										
		天栄村			0	0	0										
		下郷町			0	0	0										
		檜枝岐村			0	0	0										
		只見町			0	0	0										
		南会津町			0	0	0										
		北塩原村			0	0	0										
		西会津町			0	0	0										
		磐梯町			0	0	0		\vdash			\vdash					
		猪苗代町			0	0	0		\vdash			\vdash					
		会津坂下町			0	0	0		\vdash			\vdash					
		湯川村			0	0	0										
		柳津町			0	0	0	<u> </u>									
		三島町			0	0	0										
		金山町四和井			0	0	0		\vdash			\vdash					
		昭和村			0	0	0										
7	447	会津美里町			0	0	0										

都		市	男女共同	参画・女性の	o た d	めの	総合的な	施	設	(20	22	年 4	月	1 [日 琲	在	: で開設済の施設)
道	区	区			職員数	数(人)								主		な	
府	町	<u> </u>															その他
県	村	町				∃E	予質額	広		相	情	苦	交	企上業	国	調	
	⊐		名 称	設立年月日	常 勤	学	予算額 (千円)	報	講座	談	_提 報	情	流	の・ の・	際	査	
H		村			勤	非 常 勤		広報啓発	坐	相談事業	· 提供集	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	調査研究	
ド	ド	名						光		未	*	垤	進	0	Ж	九	
7		西郷村			0	0	0										
7		泉崎村			0	0	0										
7		中島村			0	0	0										
7		矢吹町			0	0	0										
7		棚倉町			0	0	0										
7	482	矢祭町			0	0	0										
7	483	塙町			0	0	0										
7		鮫川村			0	0	0										
7	501	石川町			0	0	0										
7		玉川村			0	0	0										
7		平田村			0	0	0										
7		浅川町			0	0	0										
7	505	古殿町			0	0	0										
7	521	三春町			0	0	0										
7	522	小野町			0	0	0										
7		広野町			0	0	0										
7		楢葉町			0	0	0										
7		富岡町			0	0	0										
7	544	川内村			0	0	0	!									
7	545	大熊町			0	0	0										
7	546	双葉町			0	0	0										
7		浪江町			0	0	0										
7	548	葛尾村			0	0	0										
<u> </u>	561	新地町			0	0	0										
7	564	飯舘村			0	0	0										

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市【	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	等	の状	況				
道			宣		宣	市	うち		副	うち			うち			うち		自	うち	
		区	<u>-</u>		_		,	女		女	女		_ ,	女	 	女	女	2/5	女	女
府			言		言	区	女 性	性	市	性	性	村	女 性	性	町	女 性	性	治	女 性	性
県	村	町	年	宣言名称	の		市	比	区	副	比		町	比	村	副	比	会	自	比
- :	⊐ I	11				長	区	率	_	市区	率	長	村	率	''	町 村	率		自治会長	率
	ı	村	月		形		長	(%)	長	長	(%)		長	(%)	長	長	(%)	長	長	(%)
ド	ド	名	日		態	数	数		数	数		数	数		数	数		数	数	
		п	н		忠	奴			奴			奴			奴			奴	\Longrightarrow	
VV				2		13	0	0.0	16	0	0.0	46	0	0.0	46	1	2.2	6,058	199	3.3
7 2	01 ใ	福島市				1	0	0.0	1	0	0.0							867	48	5.5
7 2	02	会津若松市	2000年2月27日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							507	18	3.6
			2002年12月17日	郡山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							663	40	6.0
		いわき市				1	0	0.0	2	0	0.0							529	10	
		白河市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	5	3.0
		須賀川市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	0	0.0
		喜多方市				1	0	0.0	1	0	0.0							272	7	2.6
		相馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
		二本松市			\sqcup	1	0	0.0	1	0	0.0							372	11	
		田村市			$oxed{oxed}$	1	0	0.0	1	0	0.0							100	0	
		南相馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							180	4	2.2
		伊達市			\vdash	1	0	0.0	1	0	0.0							421	11	2.6
		本宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	6	0.0
		桑折町										1	0	0.0	1	1	100.0	50	0	
		国見町			-					 		- 1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
		川俣町 大玉村										I	0	0.0	1	0	0.0	15 17	0	
		人 <u>玉刊</u> 鏡石町			 					\vdash		1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	
		天栄村										1	0	0.0	1	0		21	0	
		下郷町			1							1	0	0.0		0	0.0	38	0	
		檜枝岐村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
		只見町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
		南会津町										1	0	0.0	0	0		95	1	1.1
		北塩原村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
		西会津町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	5	5.6
		磐梯町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
		猪苗代町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	6	5.5
		会津坂下町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	0	0.0
		湯川村										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
7 4	23	柳津町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	
7 4	44 3	三島町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7 4	45	金山町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	
		昭和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	
		会津美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	156	2	
7 4	61	西郷村										1	0	0.0	1	0	0.0	52	2	3.8

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、目		会 長	等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府		区	言		言	区	女 性	女 性	市	女 性	女 性	村	女 性	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性
県コ		田丁	年	宣言名称	o	_	性 市 区	性 比 率	区	副市	比率		性 町 村	性 比 率	村	副 町	比率	会	女性自治会長	比率
		村	月		形	長	長数	(%)	長	区 長	(%)	長	長数	(%)	長	村 長	(%)	長	会長	(%)
ド	ド	名	日		態	数			数	数		数			数	数		数	数	
7	464	泉崎村										1	0	0.0	1	0	0.0	106	9	
7		中島村										1	0	0.0	1	0	0.0	11		0.0
7		矢吹町										1	0	0.0	1	0	0.0	94		0.0
7		棚倉町										1	0	0.0	1	0	0.0	53		1.9
		矢祭町										1	0	0.0	1	0	0.0	21		,
7		塙町										1	0	0.0	0	0		46		
7		鮫川村										1	0	0.0	1	0	0.0	7		
		石川町										1	0	0.0	0	0		39		0.0
		玉川村										1	0	0.0	1	0	0.0	12		
		平田村										1	0	0.0	1	0	0.0	18		
		浅川町										1	0	0.0	1	0	0.0	26		, 0.0
		古殿町										1	0	0.0	1	0	0.0	10		0.0
		三春町										1	0	0.0	1	0	0.0	47		
		小野町										1	0	0.0	1	0	0.0	27		, 0.0
												1	0	0.0	1	0	0.0	25		
		楢葉町										1	0	0.0	1	0	0.0	18		, 0.0
		富岡町										1	0	0.0	2	0	0.0	26		3.8
		川内村										1	0	0.0	1	0	0.0	8		0.0
		大熊町										1	0	0.0	2	0	0.0	21		0.0
7		双葉町										1	0	0.0	2	0	0.0	17	0	0.0
												1	0	0.0	2	0	0.0	48		0.0
		葛尾村										1	0	0.0	1	0	0.0	11		0.0
		新地町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	
7	564	飯舘村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

拟 ‡	T ==	1																	1								1
140 円	П																((再掲)	(再掲)							
道区	区	目標語	没定の対象で	ある審議会	等の目	標及び現	秋値	目標設定の対象である審議会等の範囲	地方	自治法(領 8議会等)	第202条(における	の3)に基づく 登用状況	地方的	自治法(第 員会等に	[180条 <i>0</i>] 「おける{)5)に基 啓田状況	[]	市町村防災会議	7	5町村防災	(会議			訓	査時点コード		
府即										111111111111111111111111111111111111111	-00.7 0	AZ 713 D (700		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-00.7 02	II / 13 / (/)	(委員のみ)	(:	会長を含む	<u>(,</u>						
																						目標設		地方自治		地方自治	
県一村	町		且	_審 う		ر ان	- 4		審	うち	40	うち _た 女	委	うち	*	うち	女	_か うち 3	女	うち	1 🛠	定の対		法(第202		法(第180	
		標	標 達	議	女を 性含	総委性	英等 性		議	女を 性含	総 委	女等 性 性 比	員	女を 性含 委む	総委	女等 性数	性		生	総女性	`~^ 14	象である 審議会		条の3)に 基づく審議	7.0/11.	条の5)に基づく委員	7.0/4
1,1,	村	値	成	第 3	委む	員	秦		会等	委む	員	安 <u> </u>	会等	委む	貞	委	比 率	員 委 も	比 率	員 委		等の目	その他	会等にお	その他	会等にお	その他
' '		(%)	期 限	数	員数	数	(%)		数	員数	数	員 (%)	数	員数	数	員	(%)		%)	数	1 /2//	標及び 現状値		ける登用 状況		ける登用 状況	
ドド	名	<u></u>																									
				765	609 1	10,113	2,569 25.4		950	786	12,906	3,217 24.9	300	160	1,701	250	14.7	906 63	7.0	1,248	85 6.8						
	小計								939	775	12,580	3,085 24.5	295	158	1,680	246	14.6										
								・法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)・法律または政令により設置されている審議会等(地方自治法第202																			
7 20	福島市	40.0	2026年3月	54	53	957	336 35.1	条の3)	48	47	911	323 35.5	6	6	46	13	28.3			55	7 12.7	1		1		1	
7 20	. 会津若松市	30.0	2024年3月	45	32	406	114 28.1	・条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3) 法律又は条令により設置されている審議会等	34	32	406	114 28.1	6	4	55	7	12.7	0 0		49	6 12.2	1		1		1	
	郡山市	40.0	2026年3月	64	53	831	255 20.7	法律又は政令により設置されている審議会等	58	49	787	247 31.4	6	4	44	0	18.2	50 0 1	8.0	F.1	9 17.6	1		1		1	
7 20	如加山	40.0	2020年3月	04	33	001	233 30.7	法律又は政令により設置されている審議会等 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 ・法律または政令により設置されている審議会等	36	49	767	247 31.4	Ů	- 4	44	0	10.2	30 9 1	6.0	31	9 17.0	'		'		'	
7 20	いわき市	40.0	2023年3月	80	73	1,254	369 294	・法律または政令により設置されている審議会等 ・条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	49	47	947	272 28.7	6	5	46	11	23.9	39 10 2	25.6	40	10 25.0	1		1		1	
	1			-		, '	20.7	- 西郷笙に上川弘署されている親談会 会議笙	ļ	''	J .,											<u> </u>				<u> </u>	
7 20	白河市	30.0	2023年3月	48	39	552	125 22.6	1法律により設置されている審議会等 2法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3条例により設置されている懇談	42	34	515	119 23.1	6	5	37	6	16.2			30	0.0	1		1		1	
								会、会議等											+				<u> </u>				
7 20	須賀川市	35.0	2024年3月	28	25	375	88 23.5	いる委員会等	23	21	341	80 23.5	5	4	34	8	23.5	0 0		28	0 0.0	1		1		1	
	喜多方市	40.0	2027年3月	47	38	565	163 28.8	1.法律又は政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等 3.条例・規則により設置されている付属機関等	42	36	533	160 30.0	5	2	32	3	9.4			23	2 8.7	1		1		1	
	相馬市	40.0	2027年3月	66	34	659		要綱等により設置されている懇談会、会議等	25	22	000	71 20.3	5	5	30	6	20.0	<u> </u>	5.9	35	2 5.7	1		1		1	
	二本松市	30.0	2027年3月	42	27	821	121 14.7	定過程の場	20	16	280	76 27.1	5	3	54	6	11.1		20.7	30	6 20.0	1		1		1	
	田村市	30.0	2024年3月	23	20	336		市の審議会等 法律または法令により設置されている審議会等 (市町村防災会議に	23	20	336		5	3	34	4	11.8	24 1	4.2	25	1 4.0	1	0001/5/10/10	1	0001/5/18/18	1	0001/7/18/18
	南相馬市	30.1	2024年3月	36	27	376	94 25.0	ついては、2021年4月1日時点で委員の任命なし)	29	23	333	88 26.4	5	3	33	4	12.1			U	U	2	2021年4月1日	2	2021年4月1日	2	2021年4月1日
	伊達市	30.0	2023年3月	33	29	453	110 24.3	の5)に基づく委員会等	28	26	397	103 25.9	5	3	56	7	12.5	26 3 1	1.5	27	3 11.1	1		1		1	
7 30	本宮市 桑折町	40.0 20.0	2024年3月 2024年3月	21		214 183	56 26.2 45 24.6	1, 2, 3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	16 13	דו	192 183	53 27.6 45 24.6	5 4	3	22		13.6 14.3	0 0	3 7	23	5 21.7 1 3.6			1		1	
7 30	国見町								0	0	0	0	5	2	21	4	19.0	0	0.7	0		1	2000 50 50 50	1		1	
7 30	国見町 川俣町 大玉村 鏡石町	41.0	2030年3月	17	12	209	38 18.2	法令または条例により設置されている審議会等	15 22	12	180 291	38 21.1 61 21.0	4	3	21 18		28.6 22.2	20 0 15 0	***	21 16	0.0	1	2030年3月31日	1		1 1	
7 34	鏡石町 天栄村								9	6	97 203	31 32.0 12 5.9	5	2	22 31	4	18.2 3.2	15 0 19 0		16 20	0 0.0			1		1	
7 36	上 下郷町 植枝岐村	25.0	2026年3月	8	6	129	19 14.7	第202条の3に該当する審議会等	8	6	129	19 14.7	5	2	24	2	8.3	23 0	0.0	24	0.0	1		1		1	
7 36	· <u>檜枝岐村</u> · 只見町								5 4	3	42 46	4 9.5 5 10.9	5 5	3	18 24		22.2 12.5	12 0 15 0	0.0	13 16	0 0.0			1		1 1	
7 36	只見町 南会津町	30.0	2027年3月	21		224	51 22.8	法令又は政令、条例により設置されている審議会等 法令又は条例により設置されている審議会等	16	9	198	48 24.2	5	3	26	3	11.5	24 0	0.0	14	0 0.0	1		1		1	
7 40	北塩原村 西会津町	20.0	2026年12月	12	9	211	59 28.0	<u> </u>	13	9	164	59 31.6 40 24.4	5	2	36	3	16.7 8.3	24 0 20 2 1	0.0	20	2 10.0	1		1		1	
7 40	磐梯町 猪苗代町	25.0	2027年3月	28	26	394	81 20.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	12 28	U	136 394	21 15.4 81 20.6	5 5	3	27 25		14.8 20.0	20 1	5.0	20	0 0.0	-		1		1	
7 42	会津坂下町	30.0	2027-07]	10	9	127		問9と同様	10	9	127	20 15.7	5	3	23	5	21.7	20 1	5.9	35	2 5.7	1		1		1	
7 42 7 42	湯川村 脚津町								5 8	7	28 88	8 28.6 12 13.6	5	2	28 22		17.9 13.6	15 1	6.7	16	1 6.3	1		1 1		1 1	
7 44	三島町金山町								6 32	4	49 365	8 16.3 48 13.2	5	3	21		23.8	20 0	0.0	21	0 0.0	1		1		1	
7 44	田和村								32 8	7	305 87	48 13.2 13 14.9	5	1	24	3	12.5	20 0	6.7	16	1 6.3			1		1	
7 44	会津美里町	30.0	2022年3月	28	23	269	72 26.8	地方自治法第180条の5に基づく委員会等及び同法第202条の3に基 づく審議会等。	23	19	234	67 28.6	5	4	35	5	14.3	24 4 1	6.7	25	4 16.0	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日
7 46	西郷村	25.0	2022年3月	20	14	224	46 20.5	附属機関	15	12	177	38 21.5 10 17.2	5	2	25 29	3	12.0	0 0	0.0	0	0 0.0	1		1		1	
7 46	泉崎村中島村								9	6	58 110	18 16.4	4	1	17	1	5.9	13 0	0.0	10 14	0 0.0			1		1	
7 46 7 48	大吹町 棚倉町								12 7	12 5	110 170	30 27.3 24 14.1	5 5	2	24 28	3	12.5 7.1	0 0 17 0	0.0	0 18	0 0.0	1		1 1		1 1	
7 48	棚倉町								7	4	99	23 23.2	5	2	24	2	8.3	14 0		15	0 0.0		0000 75 7 1 7	1	00007575	1	00007555
/ 48 _7 48	<u> </u>								<u>6</u> 7		38 67	12 31.6 11 16.4	5	1 1	32 20	1 1	3.1 5.0	0 0	_+	0 14	0 0.0	1	2022年5月1日	1	2022年5月1日	1 1	2022年5月1日
		50.0(すべて の審議会に						地方自治法第202条の3に基づく審議会等											\top								
7 50	石川町	女性委員を	2025年3月	21	18	344	96 27.9		21	17	347	93 26.8	5	1	34	2	5.9	27 0	0.0	28	0.0	2	2019年4月1日	1		1	
7 50	2 玉川村	入れる。)			+				7	6	104	33 31.7	5	2	28	3	10.7		_+	27	2 7.4	1	<u> </u>	1		1	
7 50	平田村 浅川町								4	4	46 90		5	3	21 37		23.8	28 6 2	01.4	29	6 20.7	1		1		1	
7 50	古殿町								6	2	65	6 9.2	5	1	21	2	9.5	24 4 1	6.7	26	4 15.4	1		1		1	
	三春町							 	24 12		353 194	79 22.4 27 13.9	5 5	4	39 32		15.4 12.5	40 3	7.5	41	3 7.3	1	+	1 1	+	1 1	+
7 54	広野町								13	U	164	26 15.9	5	2	21	3	14.3	26 0		27	0 0.0			1		1	
7 54	性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性								6 13	10	78 155	22 28.2 33 21.3	4	3	20 31	6	10.0 19.4	00 Z	5.7 3.2	36 32	2 5.6 1 3.1			1 1		1 1	
7 54	川内村 大熊町								3	3	19 70	6 31.6	5	3	22 26	4	18.2 19.2	17 0	0.0	18	0 0.0	1		1 1		1	
7 54	双葉町								8	7	115	16 13.9	5	2	21	4	19.0	33 2		34	2 5.9	1		1		1	
7 54 7 54	浪江町 葛尾村								<u>2</u> 5	2	19 46	7 36.8 6 13.0	5 5	3	26 26		15.4 19.2	26 0	0.0	27	0 0.0	1	1	1 1	1	1 1	
7 56	新地町								19	18	260	83 31.9	5	4	24	8	33.3	25 2	8.0	26	2 7.7	1		1		1	
/ 56	飯舘村	1	Ī	ı I		I	ı		₁ 6	5	70	12 17.1	5	4	20	6	30.0	21 0	U.U	22	0.0	1	Ī	1 1	Ī	1 1	i

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市																												
道	区		_		. I					日標割	定の対	象であ	る審議:	会等の	地方	自治法(領	第202条	の3)に基	ŧづく	地方目	自治法(領	第180条0	かち)にま	まづく	(再掲)		A	(再掲)		A
	스	区	目 目	標設定の対象	である	番議会等	の目標	及び現状	値		~,_ •,,,	範囲	Ф д нх.	۷, ۷,	審	議会等	こおける	登用状态	元 `	委	員会等(こおける	登用状态	兄	市町	村防災会	会議	市町(会	村防災会 :長を含む	₹議 (*)
府	町																								د)	2 54 07 0 7	,	(Д	женс	,
県	村	町						rs .	_					$\overline{}$			r		_			-			Ī		_			
			目標	且	審議会等数	うち	総	うち 女等	女 性				/		審議	うち	総	うち	女性比率	委員会等数	うち	総	うち 女生	女性比率	総	うちな数	女性比率	総	うち	女性
	⊐	村	値	目 標 年 度	会	女を 性含	総委員数	女 寺 性数	比率						会	女を性含	総委員数	女等 性数	比	会	女を 性含	総委員数	女寺 性数	比	総委員数	女剱 性	比	総委員数	女数 性	性 比
	I		(%)	度	等数	女性 委員 数	数	委員	率 (%)		/				会等数	女性 委 員 数	数	委	率 (%)	等数	女性委員 を含む数	数	女等 性数 委 員	率 (%)	数	女数 性 委員	率 (%)	数	性委員	率 (%)
ド	ド	名	(90)		奴	貝奴		貝 	(90)						奴	貝奴		員	(90)	奴	貝剱		貝	(90)		貝	(90)		貝	(90)
5															11	11	326	132	40.5	5	2	21	4	19.0						eg
 	$\overline{/}$	福島市													0	0	0_0	0	10.0	0	0	0	0							
		会津若松市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		郡山市													0	0	0	0		0	0	0	0							
\angle	\angle	いわき市													0	0	0	0		0	0	0	0							\angle
\angle	_	白河市	\angle							\angle	\angle	\angle			1	1	48	19	39.6	0	0	0	0			\angle				
\mathbb{Z}	_	須賀川市	$/\!\!\!/$										/		0	0	0	0	40.0	0	0	0	0		$\overline{}$					$\overline{}$
\mathcal{L}		喜多方市 ## ## ##	$\overline{}$				-			\leftarrow	-		-		2	2	73	36	49.3	0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$				
\vdash	\leftarrow	相馬市 二本松市	-				-			\leftarrow	\leftarrow	$\overline{}$	-		2	1	20 93	27	35.0 29.0	0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$
	$\overline{}$	田村市	$\overline{}$				$\overline{}$						$\overline{}$		0	0	0	0	23.0	0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$				
	$\overline{}$	南相馬市													1	1	10	5	50.0	0	0	0	0							
		伊達市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		本宮市													0	0	0	0		0	0	0	0							
\mathbb{Z}		桑折町													0	0	0	0		0	0	0	0							
\angle		国見町	\angle							\angle	\angle	\angle			0	0	0	0		5	2	21	4	19.0		\angle				
L		川俣町	\angle		\leq					\leq	<	\angle	_		0	0	0	0		0	0	0	0		\angle	<	\angle			
H	_	大玉村	$\overline{}$				-			-	-	$\overline{}$	-		0	0	0	0		0	0	0	0				$\overline{}$			\leftarrow
		<u>鏡石町</u> 天栄村	$\overline{}$				-			$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	-		0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$				$\overline{}$
	_	下郷町	$\overline{}$										$\overline{}$		0		0	0		0	0	0			$\overline{}$	$\overline{}$				
1		檜枝岐村													0	0	0	0		0	0	0	0							
	_	只見町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		南会津町													0	0	0	0		0	0	0	0							
	\angle	北塩原村													0	0	0	0		0	0	0	0							
\angle		西会津町	\angle		\angle					\angle	\angle	\angle			1	1	59	28	47.5	0	0	0	0		\angle	\angle	\angle			
K	\angle	磐梯町	\angle				_			_	_	\angle	_		0	0	0	0		0	0	0	0			/				
K	4	猪苗代町	-				<			-	-	-	< >		0	0	0	0		0	0	0	0				$\overline{}$			\leftarrow
\mathcal{L}		会津坂下町 湯川村	$\overline{}$				-					$\overline{}$	$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$				\leftarrow
K	_	柳津町	$\overline{}$				$\overline{}$					$\overline{}$	$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
		三島町	$\overline{}$				$\overline{}$						$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0	0							
1	_	金山町													0	0	0	0		0	0	0	0							
1	_	昭和村													0	0	0	0		0	0	0	0							
		会津美里町													0	0	0	0		0	0	0	0							\nearrow
\angle	\angle	西郷村					/						/		0	0	0	0		0	0	0	0							
\mathbb{Z}	_	泉崎村													0	0	0	0		0	0	0	0							
\mathbb{Z}	_	中島村													0	0	0	0		0	0	0	0							4
K		矢吹町 	//				/						/		0	0	0	0		0	0	0	0			//				4
K	_	棚倉町					/						/		0	0	0	0		0	0	0	0							4
K	_	<u> </u>													0	0	0	0		0	0	0	0			$\overline{}$				
K	_	₋													0	0	0	0		0	n	0	0			$\overline{}$				
K		石川町											$\overline{}$		2	2	23	10	43.5	0	n	0	0			$\overline{}$				
		H / ' "				_										۷	20	10	ન∪.∪	V	V	v	J							

	目相	票設定の対象	である氰	審議会等	の目標2	及び現状	値	目標設	定の対		る審議会	会等の	地方	自治法(第202条	(03)に	基づく	地方	自治法(第180条	の5)に基	基づく	(再掲) 市町	村防災会	会議	(再掲) 市町	村防災会	会議
区										範囲			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	藤安寺	における	5登用状	沅	3	(貝安寺)	こおける	登用状:	沅		委員のみ		(会	長を含む	(د
⊞T																												
,	目煙	目	審議		総		女 性				/				総	うち	女性	委		総		女 性	総		女 性	総		女性
村	値	標 年	会	性含	委員	性数	比			/			会	女を性含	委 昌	性数	比	会	女を性含	委 昌	性数	比	委員	性性	比	委員	性	性比
	(%)	度	等数	┃ 委む ┃ 員数	数	委員			/				等 数	委む 員数	数	委員	率 (%)	等数	委む 昌数	数	委員	率 (%)	数	委員	<u>率</u> (%)	数	委	率 (%)
名														~ ~					~ ~								, ^	1
玉川村													0	0	0	0		0	0	0	0							
平田村													0	0	0	0		0	0	0	0							
浅川町										\angle			0	0	0	0		0	0	0	0							
古殿町							\angle			\angle			0	0	0	0		0	0	0	0							
三春町							\angle				\angle		0	0	0	0		0	0	0	0							
小野町							\angle		\angle			\angle	0	0	0	0		0	0	0	0							
							\angle		\angle		/		0	0		<u> </u>		0	0	0	0		/					
							\angle		\angle			\angle	0	0				0	0	0	0							
									$\langle \rangle$				·	Ŭ		_		0	0	0	0		\sim					
							$\overline{}$		$\overline{}$	-	-	$\overline{}$	U	U		_		0	0	0			-					\leftarrow
							\leftarrow		\leftarrow	-	-	/	0	0		_		0	0	0								\leftarrow
									$\langle \cdot \rangle$	$\overline{}$	$\overline{}$		0	0				0	0	0	Ŭ				/			\longrightarrow
							$\overline{}$				//		Ŭ	Ŭ		_		0	0	0								\longrightarrow
										-	-	$\overline{}$	·	Ŭ		+		0	0	0			\leftarrow		\leftarrow			\leftarrow
							\leftarrow		\leftarrow	$\overline{}$	$\overline{}$		0	·				0	0	0	0				\leftarrow			
平沙世 三小位惟 富川 人双 沮 卷 弟	名 三川村 四村 三田村 三川町 三殿町 三春町	目標值 (%) 名村村村 (%) 名村村町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	目標值 (%) 名	目標值 (%) 名	目標値 (%) 名 川村	日標値 (%) を含む数 総委員数 総委員数 総委員数 総委員数 に	日標値 (%) 名	日標値 日標年度 (%) 名 (%) 名 (%) 名 (%) 名 (%) 名 (%) (%) 名 (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%)	日	日標値 日標年度 安全 女性比率 (%) 名	日標値 日標値 年度 安全 性性 比率 (%) 名 (%) 名 (%) 名 (%)	日標 日標 日標 位 年標 位 年年 大	日	日 日 審 方5 女を 女を 性数 女を 性数 女を 性数 女を 性数 女を 性数 女を 女を 女を 女を 女を 女を 女を 女	日標	日標	日標	日 日 標 接 から 女 女 女 女 女 女 女 女 女	日 日 標 接 接 接 接 接 接 接 接 接	日標	日 日 日 標 標 様 女を 女を 女を 女を 女を 女を 女を	日 日 日	日 日 標 日 標 1	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 語 75 次 女性 技術 15 女性 技術 15 女性 大女性 技術 15 女性 大女性 大	日 日	日 日 日 接 女を 女を 女を 女を 女を 女を 女を	日

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

福島県

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

都市	市	<u> </u>							—————— 管理	間職の在職	状況									<u> </u>				<u></u> 職務 Ͱ σ)地位別職	融昌在贈	战状況			訓	1	本日本日	テの防災	·	部局への配置状況	調調	T
道区	区		1 5,	±0.7==1	744			1			,,,,,			40 /= =1 mH				~, .			Г					.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1 2,	±0.4==1.7			n+				查	
	町	 _管 うち ₄	- jt	一般行政	戦	部	うち 女	部 -	一般行政職		うち	女	<u> </u>	般行政職		うち	女	うち一州	设行政職 	課長	うち	女	まります。 まって	一般行政	文職 	係	うち 女	<u> </u>	一般行政即		F 0	防 災 他 •	うち 部 B	女	うち管理職数	_	その他
	++	理 質 質 質 対 対 対 対 対 対 対	、 官 ! 理 : 職	うち 女理	性比比	長相	女比	局長	うちり	生 長 相	女	性比		女性比	長相	女	比上	H 3	ち 女 性 比	補佐	女	性比	補佐	うち 女	性比	長相	女比	長相	うち 女	女 ^に 性 = 比				比上	女 女 女 比	=	
	ተ ነ	総 女哇 日 総 性職 卒 数 数		性職	率	当職	性 数 (%)	相当職		率 間 職	数	<u>率</u> (%)	714	性 率 (%)	当職	数数	率 (%)		性 率 (%)	相 当 職	性 数	率 (%)	相当	性 数	比 率 (%)	職	性 率 (%)	当職	数	率 %)		管理	数数数	率 (%)	性 率 (%)		
FF	名	2,023 277 1	3.7 1,642	189	11.5	201	9 45	5 177	7	4.0 29	5 29	9.8	230	19 8	3 1,527	239	15.7	1,235	163 13.2	2,355	632	26.8	1,854	382	20.6	4,812	1,803 37.	3,629	1,129	31.1		3	88 4	10.3	69 4 5.8	F	
7 201	福島市 会津若松市	172 16	9.3 114	 	10.5	23	0 0.0		0	0.0 3	7 3	8.1	28	2 7.	.1 112	13	11.6	69	10 14.5	135	19	14.1	93	15	16.1	230	47 20.	1 137	34	24.8 1			11 :	2 18.2	3 0 0.0	1	
7 203	郡山市	143 19 1	3.3 108	13	19.2	20	0 0.0	0 16	0	0.0 2	8 3	15.0	24	3 15. 3 12.	.5 95	15	25.5 15.8	68	12 25.5 10 14.7	321	70	18.9	72 221	29	15.3	527 525	188 35. 180 34.	3 353	96	27.2 1			12	2 16.7	1 0 0.0	1	
7 205		103 23 2	1.6 332 2.3 89	11	8.7 12.4	30 15	2 6.7 0 0.0	0 14	0	8.3 13 0.0	8 10 8 1	7.2 12.5	98	5 5. 1 12.	.1 255 .5 80		27.5	210 67	22 10.5 10 14.9	428 155	104 58	24.3 37.4	343 125	38	15.7 30.4	1223 60	513 41.5 24 40.6) 44		36.4 1			4	0.0 2 50.0	7 0 0.0 2 0 0.0		
7 208	須賀川市 喜多方市		5.9 54 6.7 61	+ +	7.4 18.0	12 16	0 0.0			0.0	1 0 0 0	0.0	0	0 0.	.0 72 50	5 9	6.9 18.0	44 46	4 9.1 9 19.6	72 86	19 17	26.4 19.8	47 77	12 13	25.5 16.9	139 195	57 41.4 81 41.4	_	44 37	42.3 1 27.2 1			8	7.7	0 0 0.0	1	
	二本松市		4.4 43 2.7 58		4.7 12.1	10 12	0 0.0			8.3	4 0 0 0	0.0	0	0 0.	.0 31 51		6.5 13.7	29 46	2 6.9 6 13.0	59 0	12 0	20.3	53	11 0	20.8	22 195	3 13.4 68 34.5			9.5 2 23.5 1	2022年5月1日		5 8	0.0	1 0 0.0 2 0 0.0		2022年5月1日
	南相馬市		8.6 31 9.4 76	3 6	9.7 7.9	10 18	0 0.0			0.0 2	0 0 5 3	12.0	0 18	0 0.	.0 60		12.0 26.7	21 42	3 14.3 6 14.3	37 56	17 21	45.9 37.5	29 42	10	34.5 19.0	144 157	64 44.4 51 32.			41.6 1 24.8 1			6 10	1 16.7 0.0	0 0	1	
7 213 7 214	伊達市		7.2 51 5.9 41	5 12	9.8 29.3	11	1 9.1 1 10.0			9.1 1 0.0 2	•	10.0 19.0	7 19	0 0. 4 21.		<u> </u>	20.9 37.0	33 12	4 12.1 7 58.3	95 48	15 27	15.8 56.3	78 35	5 17	6.4 48.6	132 52	60 45. 26 50.	_		37.1 1 28.1 1			9 7	0.0	3 0 0.0 2 0 0.0	_	
7 301 7 303	桑折町	11 1	9.1 11 5.0 16	1	9.1 25.0	0	0	0	0		0 0	100.0	0	0 1 100.	11	1	9.1 20.0	11 15	1 9.1 3 20.0	7 27	2 5	28.6 18.5	7 27	2 5	28.6 18.5	21 51	7 33.3 19 37.3	3 21	7	33.3 1 37.3 1			3	0.0	1 0 0.0	_	
7 308 7 322	川俣町	15 3 2	0.0 15 6.7 14	3	20.0	0	0 0.0	0	0	0.0	0 0		0	0	15	3	20.0	15	3 20.0 2 15.4	23	7	30.4 61.3	17	5	29.4	36 30	16 44.4 9 30.0	1 29	10	34.5 1 38.5 1			2	0.0	0 0 0.0	1	
7 342 7 344	鏡石町	17 1	5.9 15 2.2 8	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0 0		0	0	17	1 1	5.9	15	0 0.0	38	13	34.2 22.2	30	7	23.3	14	3 21.40.1	1 12	3	25.0 1 21.1 1			12	2 16.7 1 12.5	0 0 0.0	1	
7 362	下郷町	19 6 3	1.6 16		31.3	0	0	0	0	0.0	2 0	0.0	2	0 0.	0 17	6	35.3	14	5 35.7	16	6	37.5	14	5	35.7	17	10 58.	3 11	7	63.6 1			3	0.0	0 0	1	
7 367	檜枝岐村 只見町	12 2 1	0.0 9 6.7 0	0	0.0	0	0 0.0	0	0	0.0	0 0		0	0	12	2 2	0.0 16.7	0	0 0.0	34	13	38.2	30	9	30.0	15 20	9 60.0	20	10	60.0 1 50.0 1			5	0 0.0 2 40.0	1 0 0.0	_	
7 402	南会津町 北塩原村	10 1 1	3.6 28 0.0 8	1	3.6 12.5	0	0	0	0		0 0		0	0	10		3.6 10.0	28 8	1 3.6 1 12.5	37 7	6 1	16.2 14.3	37 6	6 0	16.2 0.0	85 13	31 36.5 5 38.5	5 10	2	36.5 1 20.0 1			3	0.0	0 0 0.0		
7 407	西会津町 磐梯町		0.0 14 0.0 11		0.0	0	0	0	0		0 0		0	0	14	0	0.0	14 11	0 0.0	50 20	16 6	32.0 30.0	50 16	16 2	32.0 12.5	15 21	3 20.0 10 47.0			20.0 1 35.3 1			13	30.8 1 10.0	2 0 0.0 1 0 0.0	_	
	猪苗代町 会津坂下町		1.8 14 0.0 10	+ +	14.3 10.0	0	0	0	0		0 0		0	0	17 10	2	11.8 10.0	14 10	2 14.3 1 10.0	39 21	14 4	35.9 19.0	29 20		27.6 15.0	61 34	30 49.5 10 29.4			21.9 1 22.6 1			3	0.0	1 0 0.0 1 0 0.0		+
	湯川村 柳津町		2.5 8 0.0 10	1 4	12.5 40.0	0	0	0	0		0 0		0	0	10	1 4	12.5 40.0	8 10	1 12.5 4 40.0	0	0		0	0		16 15	9 56. 2 13.			46.2 1 13.3 1			1 6	0.0	0 0 1 0 0.0	1	
7 444	三島町 金山町		0.0 7 0.0 9	0	0.0	0	0	0	0		0 0		0	0	7	0	0.0	7	0 0.0	0 10	0	0.0	0	0	0.0	13	2 15.4 0 0.0	1 12		16.7 1			1 4	0.0	0 0 1 0 0.0	1	
7 446	昭和村 会津美里町	9 1 1	1.1 7 8.2 10	1	14.3 20.0	0	0	0	0		0 0		0	0	9) 1	11.1	7	1 14.3 2 20.0	0	0	31.1	0	0	26.0	9	1 11. 16 32.	1 9		11.1 1 18.9 1			5	20.0	1 0 0.0	1	
7 461	西郷村	22 6 2	7.3 20		20.0	0	0	0	0		0 0		0	0	22	2 6	27.3	20	4 20.0	30	10	33.3	28	- '-	28.6	56	23 41.	1 48	15	31.3 1			5	0.0	1 0 0.0		
7 465	泉崎村中島村	10 4 4	0.0 7	+ +	25.0	0	0	0	0		0 0		0	0	10	0 4	0.0 40.0	8	0 0.0	15	7	23.1 46.7	12	4	33.3	6	16 72. 4 66.	7 3	1	76.9 1 33.3 1			5	0.0	1 0 0.0		
7 481	矢吹町 棚倉町	11 1	0.0 12 9.1 7	1	0.0 14.3	0	0	0	0		0 0		0	0	15	0 1	9.1	7	0 0.0	19 19	3	21.1 15.8	13	2	20.0	30	11 36. 15 44.	1 20	8	27.8 1 40.0 1			5	0.0	1 0 0.0	1	
7 483		11 1	0.0 4 9.1 9	0	0.0	0	0	0	0		0 0 0 0		0	0	11	0	0.0 9.1	9	0 0.0	9	2	100.0 22.2	7	1	100.0 14.3	10 21	5 50.0 5 23.5	3 18	3	37.5 1 16.7 2			8	50.0		2	2022年5月1日
7 501	鮫川村 石川町		6.7 6 6.3 12	1	16.7 8.3	0	0	0	0		0 0		0	0	16	1 1	16.7 6.3	6 12	1 16.7 1 8.3	7 17	3 6	42.9 35.3	6 11	2	33.3 9.1	16 21	6 37.5 6 28.6		5	30.8 1 27.8 1			5 2	2 40.0 0 0.0	1 0 0.0 1 0 0.0		
	玉川村 平田村		2.2 9 5.4 13		22.2 15.4	0	0	0	0		0 0		0	0	13	2 2	22.2 15.4	9	2 22.2 2 15.4	11	4 7	36.4 53.8	11	7	36.4 53.8	12 26	2 16. 15 57.			16.7 1 57.7 1			1 2	0.0	0 0 0	1	
7 504	浅川町 古殿町		4.4 0 1.1 9	0	11.1	0	0	0	0		0 0		0	0	9) 4	44.4 11.1	0	0 1 11.1	11 12	4	36.4 50.0	7	1	14.3 50.0	4 31	1 25.0 10 32.3			25.0 1 32.3 1			29	3 20.7 0 0.0	9 3 33.3	1	
	三春町	20 7 3	5.0 14 9.1 10		21.4	0	0	0	0		0 0 0 n		0	0	20	7	35.0 9.1	14	3 21.4 1 10.0	33 20	14 5	42.4 25.0	21	7	33.3 27.8	45 34	23 51. 23 67.	1 29	9	31.0 1 60.0 1			4	25.0	0 0 1 0 0.0	1	
	広野町	12 1	8.3 11 3.1 13	1	9.1	0	0	0	0		0 0		0	0	12	2 1	8.3	11	1 9.1	16 0	5 0	31.3	14	4	28.6	10	3 30.0 5 18.1	9	2	22.2 1 23.8 1	1		4	0 0.0	1 0 0.0 1 1 100.0	1	
		14 2 1	4.3 13	1	7.7	0	0	0	0		0 0		0	0	14	2	14.3	13	1 7.7	22	4	18.2	19	2	10.5	58	19 32.	3 50	13	26.0 1			3	0.0	0 0	1	
7 543 7 544 7 545	大熊町	32 5 1	5.6 28	4	14.3	0	0	0	0		0 0		0	0	32	2 5	15.6	28	0 0.0	28	8	28.6		6	26.1	25 19	8 42.	1 13	3		2020年5月1日		8	0.0	1 0 0.0	1 2	2020年5月1日
7 546 7 547		12 0	8.0 <u>24</u> 0.0 <u>10</u>	0	8.3 0.0	0	0	0	0		0 0		0	0	25 12		0.0	10	2 8.3 0 0.0	15	0	57.1 0.0	7 12	0	57.1 0.0	32 35	9 28. 0 0.	33	0	28.1 1 0.0 1			10	0.0	0 0 1 0.0		
7 548 7 561	葛尾村 新地町		0.0 6 0.0 7	0	0.0	0	0	0	0		0 0		0	0	10	0	0.0 10.0	6 7	0 0.0		0	12.5	7	0 1	14.3	10 24	1 10.0 3 12.5			10.0 1 13.0 1			5	50.0	1 0 0.0		2022年7月1日
7 561 7 564	飯舘村		0.0	0	0.0	0	0	0	0		0 0		0	0	8	0		8	0 0.0		0		0	0		17	6 35.			33.3 1			6	2 33.3		1	

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

都「	市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
府田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	能な休業期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1. を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ るか。	てください。 1. 明記し 2. 明記し	事由につり した規定だ した規定	ハて1〜4の がある はないが、選	いずれかー 『用上認めて	-つにOをつけ こいる
県 オ	村村村	1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合 認めている。 該当部分の条文(本文)を記入してください。 が、運用上認めている。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	4. 明記し	した規定だ	家族の	上も認めていた事例がない 実族の 疾	₹病 その他
F I	名	16 3 7	1の合計 2の合計 3の合計	46 2 7	0 32 7	39 7		1 45 0	40 6 3	40 6 3	40 6 3		38 32 11 8 2 4
		33	4の合計	4	7		福島市議会会議規則		10	10	10	10	8 15
7 2)1 福島市	2	福島市議会	1	2	1	(欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他	2	1	1	1	1	1 4
7 2	02 会津若松	会津若松市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、会津若松市職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	会津若松市議会	1	3		会津若松市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 2	03 郡山市	郡山市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 任命権者は、前条の規定による旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の利用を承認するものとする。	郡山市議会	1	2	1	郡山市議会会議規則、郡山市議会委員会条例 ・郡山市議会会議規則第2条2「議員は、出産のため欠席するときは出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において。その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」 ・郡山市議会委員会条例第12条2「議員は、出産のため欠席するときは出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において。その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。」	2	1	1	1	1	1 1
7 2)4 いわき市	节 2	いわき市議会	1	2	1	いわき市議会会議規則 第2条2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 2	05 白河市	3	白河市議会	1	3	1	白河市議会会議規則 第1章第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 4
7 2	07 須賀川市	市 3	須賀川市議会	1	2	1	須賀川市議会会議規則 第3条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 2	08 喜多方市	喜多方市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	喜多方市議会	1	2	1	喜多方市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 20	09 相馬市	4	相馬市議会	1	2	1	相馬市議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 2	10 二本松市	市 4	二本松市議会	1	2	1	二本松市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 2	11 田村市	4	田村市議会	1	2	1	田村市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 4

都「	市 市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査			
	_ 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と	問2 	問3 問1で1. を選択	問4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問6 問6 問1で1.を選択した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合		の両立の観点からの欠席事	
府田	П	ASSESSED TO THE PROPERTY OF TH		含む)があるか。	をは、取得することが可能な休業期間は、次の	に係る産前産後	該目部分の宋文(本文)を記入してください。	間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。 るか。	てください。	⊃いて1~4のいずれかーつ! ∃⊀** 7	1202717
県	寸 町				うちどれか。	期間の明記はあるか。			3. 明記した規?	Eかある Eはないが、運用上認めてい。 Eがなく、運用上も認めていな Eがなく、過去に事例がない	
		1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合 認めている。 該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短	1. 産前産後期間を明記した規		1. あり 2. なし			
= =	-	2. 明記した規定はない が、運用上認めている。		が、運用上認めている。	い。	定がある。		3. その他 その他具体例			
	村	3. 明記した規定がなく、	┃ ┃ 議 会 名	運用上も認めていない。	産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の	間を明記した規			配偶者の育児	家族の 家族の 看護 介護 疾病	その他
		運用上も認めていない。4. 明記した規定がなく、		過去に事例がない。	産前産後期間よりも長	たはない。			出産	有護 介護 一	
		過去に使用した事例も判断したこともない。			い。 4. 期間の定めはない。						
ドト	名		-				南相馬市議会会議規則				
							"第1章 会議 第1節 総則				
							(欠席、遅刻又は早退の届出)				
							第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議				
7 2	12 南相馬市	2	南相馬市議会	1	2	1	時刻までに議長に届け出なければならない。	2	1 1	1 1 1	1
							2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内				
							において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				
							①伊達市議会会議規則 ②伊達市議会委員会条例				
							①第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむ				
							を得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議 時刻までに議長に届け出なければならない。				
							2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内				
	40 /P)**		/n/±-+=± ^				において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ				
/ 2	13 伊達市	3	伊達市議会	1	2	1	②第12条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のや		1 1	1 1 1	1
							むを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。				
							2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に				
							おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができ				
							ি				
		本宮市職員旧姓使用取扱規程					本宮市議会会議規則				
		第1条 この訓令は、社会活動の継続性を保持し働きやすい職場環境を整備するため、際号が婚姻、養子緑細子の他の恵内(以下「婚姻等」といる)によって同籍上の					第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠				
7 2	14 本宮市	め、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の 氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等	本宮市議会	1	2	1	の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの 範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること	2	1 1	1 1 1	1
		に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。					ができる。				
							桑折町議会会議規則				
							(欠席の届出)				
							議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを				
7 3	01 桑折町	4	桑折町議会	1	2	1	得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。	2	1 1	1 1 1	1
							前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多肢妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過過程を経過過程を経過過程を経過過程を経過過程を経過過程を経過過程を経過過				
							過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。				
7 30	03 国見町 08 川俣町	4 4	国見町議会 川俣町議会	3			大玉村議会会議規則			4 4 4 4	4
7 3	22 大玉村	4	大玉村	1	2	1	第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から、当該出産日後8週間	2	1 1	1 1 1	1
							を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席 届を提出することができる。				
			-				鏡石町議会会議規則				
							第2末 議員は、公務、 場柄、山産、 自先、 有護、 介護、 能両者の山産補助その他でもを 得ない事由のため出席できないときは、 その理由を付け、 当日の会議時刻までに議 長に届けなければならない。				
7 3	42 鏡石町	4	鏡石町議会	1	3	1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日 の6週間(他児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間	2	1 1	1 1 1	4
							でには、14週间/前の日から当該出産の日後8週间 を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。				
							市田で灰山 ソ るしこが じさる。				
7 3	44 天栄村	4	天栄村議会	1	4	2	下郷町議会会議規則	2	2 2	2 2 2	4
							第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の				
							やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。				
7 3	62 下郷町	4	下郷町議会	1	2	1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日 の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間	2	1 1	1 1 2	2
							06週间(多胎妊娠の場合にありては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間 を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。				
							市 田 色				
7 3	64 <u>檜枝岐村</u> 67 只見町	4 4	<u>檜枝岐村役場議</u> 只見町議会	会 1	4	2		2		1 1 1 1 2 2	1 2
	- 12 12 DEMJ		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				南会津町議会会議規則				
							第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他や むを得ない事由により欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議				
	20 = 2 := 2		± ^ '= * ^		_		でを待ない事由により欠席、遅刻又は平返りるとさは、その理由を刊り、当日の開議 時刻までに議長に届け出なければならない。				
7 3	68 南会津町	4	南会津町議会	1	2	1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(条股妊娠の場合になっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経				
							6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届				
							を提出することができる。				
	•	-1			-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		l l	1	

都一市	市	ī					市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査			
道	<u>Z</u>	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休る 含む)があるか。	問2 と 問1で1. を選択した場 を 合、取得することが可 能な休業期間は、次の	した場合、出産	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ まか。 ある。 おいまでは、 まれまでは、 まれまでも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 まれをも、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も	て、以下の事由につ	の両立の観点からの欠席事由I いいて1~4のいずれか一つに(
	t e t	T		ສປ <i>າ</i> ມາ ຜ ຈມາ。	形な体表期间は、次のうちどれか。	に限る度削度後期間の明記はあるか。		るか。	3. 明記した規定	がある はないが、運用上認めている がなく、運用上も認めていない がなく、過去に事例がない	
	村	運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	<i>/</i> 議 会 名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。	い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	第7/円 北		その他
FI	<u> </u>						北塩原村議会会議規則 (欠席の届出)				
7 4)2 北塩原木	[村 4	北塩原村議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1 1 1	1
		西会津町職員旧姓使用取扱規定					西会津町議会会議規則				
		西会津町訓令第 4 号 西会津町職員旧姓使用取扱規程					(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。				
		(趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職員に属する職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用)					2 前項の規定にかかわらず、議員の出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				
7 4	05 西会津町	第2条 職員は、町長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。3 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。(旧姓使用の届出)	西会津町議会	1	3	1		2	1 1	1 1 1	1
		第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用届出書(第1号様式)を、所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中									
		止届出書(第2号様式)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 2 町長は、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認 めるときは、旧姓使用の中止を命ずることができる。 3 旧姓使用を中止した職員、または旧姓使用の中止を命ぜられた職員が再び同じ 旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 (責務)									
		第5条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。(その他)第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。									
		所 則 (施行期日)									
		1 この訓令は、令和3年6月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から令和3年7月31日までに、所属長を経て総務課長に第3条の旧姓使用届出書を提出することにより、旧姓を使用できる。									
		別表第1(第2条関係) 1 組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの 起案文書、決裁文書等に係る押印、復命書、事務引継書、事務分掌表、庁内電算シ ステム上の氏名表記 2 職員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職 員の同一性の確認が容易にできるもの									
		出勤票、週休日の振替及び半日勤務の割振変更簿、旅行命令票、休暇又は休業申請書、日直通知簿、営利企業等の従事許可申請書、職務に専念する義務の免除申請書、履歴事項異動届、扶養親族届、通勤届、住居届、人事異動内示、人事評価関係文書 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさ									
		る 対外的なものであるが、氏名の記載にととまるもの等、特別な法律関係を生しる せるおそれのないもの 職場での呼称、名札、名刺、座席表、職員録 4 その他総務課長が職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれが ないと認めるもの									
		別表第2(第2条関係) 1 公務員の身分関係に係るもの 人事記録、辞令、身分証明書、宣誓書、履歴書、退職願、処分に関する文書 2 職員の権利・義務に係るもの等で他団体に与える影響が大きいもの又は特別な 法律の権力・表表に係るもの									
		給与明細書、源泉徴収票、児童手当請求書、共済組合関係文書、研修関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書、労働保険関係文書、交通事故等報告書 3 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書、その他公権力の行使に関する文書 4 その他総務課長が職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれが									
		あると認めるもの									
7 4)7 磐梯町	磐梯町旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等 の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招く おそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	磐梯町議会	1	3	2		2	1 1	1 1 1	1

都	市市	ī					市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
道	포	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		して明記した規定(産休を	一合、取得することが可	した場合、出産	問4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1. を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の	事由につ			席事由につい 一つに○をつけ
府	町			含む)があるか。	能な休業期間は、次のうちどれか。	に係る産削産後期間の明記はあるか。		るか。 	2. 明記3. 明記	2した規定: 2した規定: 2した規定:	はないが、』 がなく、運用	■用上認めで 上も認めて €に事例がな	こいない
л П	コ 村 I	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。	./ 議 会 名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他具体例	配偶者 の 出産		家族の言葉		疾病 その他
7 4	08 猪苗代町		猪苗代町議会	1	2	1	諸苗代町議会会議規則 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間 を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。		1	1	1	1	1 2
7 4	21 会津坂下	会津坂下町職員旧姓使用取扱要綱 第3条(旧姓の使用)職員は、法令又は条例の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招く恐れのない文書等について、旧姓を使用することができる。	会津坂下町議会	1	2		会津坂下町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のた め出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を 明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 4	22 湯川村 23 柳津町	3 4	湯川村議会	3 3					3	3	3	3	3 3 2 3
7 4	22 湯川村 23 柳津町 44 三島町 45 金山町 46 昭和村	4 4 3 3 会津美里町職員の旧姓使用に関する規程	三島町議会 金山町議会 昭和村議会	3 3			会津美里町議会会議規則		2		2	2	4 4 2 2 4 4
7 4	47 会津美里	(旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する おそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表 第1に掲げる基準に該当するものとする。	会津美里町議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日 の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を 経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席 届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 4	61 西郷村	西郷村職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、村長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	西郷村議会	1	2	1	西郷村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 4	64 泉崎村	泉崎村職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下同じ。)が婚姻、養子 縁組その他の事由(以下「婚姻等」という)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き 婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、 必要な事項を定めるものとする。第2条 職員は、村長の承認を受けて、専ら職員の 間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を 招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。		1	2	1	泉崎村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日 の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を 経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席 届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 4
7 4	65 中島村	中島村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、村長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文 書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧 姓を使用することができる。	中島村議会	1	4	2		2	4	4	4	4	2 1
7 4	66 矢吹町	4	矢吹町議会	1	4	1	矢吹町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産 予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長 に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
7 4	81 棚倉町	棚倉町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。) によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。) を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	棚倉町議会	1	2	1	棚倉町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1 1

都市市市							市 区 町 村 議 会 の 議 員 の	両 立	互 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
道 区 区 F F F F F F F F F F F F F F F F F	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		して明記した規定(産休を	能な休業期間は、次の に係	1で1.を選択 と場合、出産	問4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。 間の るか。	で1. を選択し 対酬についっ。	問6 した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 て減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下のてください。	事由につい	NT1~40		は席事由につい い一つにOをつけ
県村町		 		4 88-71 4 48-5 /8-6 7	るか	j\ _°		- 11		2. 明訂 3. 明訂	した規定はした規定はした規定が	tないが、 がなく、運用	引上も認め	ていない
ココ 村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	を明記した規 がある。 産前産後期 を明記した規	1. あ2. な3. そ	まし	その他具体例	配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病 その他
ドド名							大祭町議会会議規則							
7 482 矢祭町	4		矢祭町議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補、その他やむを得ない事由ため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2		1	1	1	1	1 1
7 483 塙町	4		塙町議会	1	4	2	鮫川村議会会議規則	2		2	2	2	2	2 2
7 484 鮫川村	4		鮫川村議会	1	2		第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明かにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
7 501 石川町	4		石川町議会	1	3		石川町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予 定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長 に欠席届を提出すること。	2		1	1	1	1	1 1
7 502 玉川村	3		玉川村議会	1	2	1	玉川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するま での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する ことができる。	2		1	1	1	1	1 1
7 503 平田村	4		平田村議会	1	2	1	平田村議会会議規則 第1章総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過 する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
7 504 浅川町	4		浅川町議会	2			→ PI/I II			4	4	4	4	4 4
7 505 古殿町	4		古殿町議会	1	2	1	古殿町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
7 521 三春町	1	三春町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、三春町職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。(承認) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。(旧姓を使用することができる。(旧姓を使用することができる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。(旧姓使用の申請) 第4条 職員は、第2条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。(承認の通知) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。(中止届) 第6条 町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。(責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。(委任)	三春町議会	1	2		三春町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 第4条の2 議員が議会活動ができなくなった期間(病気及び長期不在)に応じて、次の表に定める割合を第2条に定める報酬の額から減額するものとする。議会活動ができない期間減額の割合 90日以上180日未満 100分の20 180日以上365日未満 100分の50 2 前項の規定による報酬の減額は、議会活動ができない期間が90日、180日又は365日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議会活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。 3 前2項の規定にかかわらず、公務災害に認定された場合は、この限りではない。第55条の4 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6箇月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は第5条の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、第4条の2第1項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 基準日の前6箇月以内の期間に減額割合が高い方を適用して計算する。	1	1	1	1	2 2

都市市市							市 区 町 村 議 会 の 議 員	の両	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
道 区 区 F T T T T T T T T T T T T T T T T T	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 : 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ	問4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1. を選打 間の報酬についるか。	問6 沢した場合、休暇期 問5で1. を選択した場合 いて減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下(てください 1. 明)事由につい 。 己した規定か	\て1~4の ^ヾ ある	いずれか-	席事由につい 一つにOをつけ
県 村 コ コ 十 	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、	2. 労働基準法65条の	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	3. 明	さした規定は さした規定が さした規定が す児	「なく、運用	上も認めて	こいない
ド ド 名	断したこともない。		小野町議会	1	4. 期間の定めはない。 2	1	小野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の 日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじ め議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
7 541 広野町	4		広野町議会	1	2	1	広野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3		1	1	1	1	1 1
7 542 楢葉町	4		楢葉町議会	1	4	1	楢葉町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	∃		2	2	2	2	2 2
7 543 富岡町		高岡町職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 (建管) 第1条 この要綱は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、	富岡町議会	4						2	2	2	2	2 2

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	員の両	立 支 援	体制に関する調査					
道 区 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問議し含	1 員の出産を欠席事由と て明記した規定(産休を む)があるか。	問2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	でした場合、休暇期 で減額の規定はあ	問6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下(てください 1. 明	の事由につ ヽ。 記した規定	ついて1~4のし 宅がある	からの欠席事由いずれか一つに	こ○をつけ
コ コ 村 I I	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2. が 3. 選 議 会 名 4.	明記した規定はない、 、運用上認めている。 明記した規定がなく、 用上も認めていない。 明記した規定がなく、	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		3. 明	記した規定記した規定	をはない。 定がなく、運用」 をがなく、過去に 家族の 看護 る	上も認めていなしに事例がない	その他
ド 名	3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を限因とする條争のおそれのないもの (1) 職務に専念する義務の免除その他特別な休暇・休業の各種申請書 (2) 旅行命令簿 (3) 出動簿 (4) 年次有給休暇届・休暇順際 (5) 有給休暇未認顧 (6) 欠動届 (7) 私事旅行届 (8) 履延事項移動届 (9) 給与に係る諸届文書(通勤届、住居届、扶養親族届、時間外勤務命令簿、管理職員特別影務命令簿、児童手当関係届出等 (10) 支出負担行為決議伝票その他の会計伝票類等 (4) その他法令上特別な効果を生じるおそれがないもの (1) 研究論文等の発表、講演等 (2) 所属長が適当と認める簡易な文書等 別表第2(第3条関係) 旧財を使用することができないもの (1) 辞令 (2) 人事異勤発令道知書等 (3) 宣誓書 (4) 復職額 (5) 退機額 (6) 処分関係書類 (7) 職員治院 (8) 多分証明書での他の職員の身分を示す証明書 (9) 存職証明書等 (10) 政務決害制務を責任係る文書等で、法令上特別な効果を生じるおそれがあるもの (1) 実務違知書、給与支払明細書等別表第1の3に定めるもの以外の給与又は報酬関係の書類 (2) 共界報告関係書類 (3) 公務決害関係書類 (4) 交通手故等報告書等 (4) 交通事故等報告書等 (5) 成務決事所を無なって、法令上特別な効果を生じるおそれがあるもの (1) 実務違知書、給与支払明細書等別表第1の3に定めるもの以外の給与又は報酬関係の書類 (4) 交通等故等報告書等 (3) 公務決計日所係書類 (4) 交通等大部に基づく行政処分に関する文書等 (4) 支援の長期係書類 (4) 交通等の書類 相式第3号(第5条関係) 旧姓使用系記通知書 権式第3号(第5条関係) 旧姓使用系記通知書 権式第3号(第5条関係) 旧姓使用系記通知書													
7 544 川内村	川内村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、村長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書等で法令等の 規程に反するおそれがなく、かつ職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそ れのないものにおいて、旧姓を使用する異ができる。	川内村議会	3							3	3	3	3 3	3
7 545 大熊町	4	大熊町議会	1	2		大熊町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産 定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日役 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ調 に欠席届を提出することができる。	後8			1	1	1	1 1	1
7 546 双葉町		双葉町議会	1	4		浪江町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出 補助やその他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け	2 			4	4		4 4	
7 548 葛尾村		浪江町議会 葛尾村議会	4	3	'	当日の開催時刻までに議長に届出なければならない。	2			4	4		1 1 4 4 4 4	3

都道府県	町	職員の通称又は旧姓の使用を認めて			含む)があるか。	能な休業期間は、次の に係る産前産後 うちどれか。 期間の明記はあ るか。	問4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択 間の報酬につい るか。	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査 問6 した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 て減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下で てください 1. 明 2. 明 3. 明	事と生活の両立の観点からの の事由について1~4のいずれい。 記した規定がある 記した規定はないが、運用上認 記した規定がなく、運用上も認 記した規定がなく、過去に事例	か一つにOをつけ 思めている めていない
т П	村 I	1. 明記した規定があり、 左記で、1 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。	1. を選択した場合分の条文(本文)を記入してください。		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児 家族の 家族の 看護 介護	疾病 その他
	564 飯舘村	第1条 この要綱は 姻,養子縁 も,引き続ことに関して 1 別表 1 旧姓使 (1)基本的 旧姓を使	員旧姓使用取扱要綱 は、飯舘村職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚 縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後 き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するこ こ必要な事項を定めるものとする。 専用の範囲について 的な考え方 使用できるのは、法律等にふれるおそれのない範囲内において、専ら組織 用され、職務遂行上支障がないと認められる文書とする。	飯舘村議会	4					4	4 4 4	2 4

調査表4-5

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都市市市													
道 区	用口	PELO	IBB 1 0	8844				員の両立支援体	制に関す	る 調 査	BB 1 E	間16 間17 地球味べきまた物数で	
	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が 会に設置または提供されているか。	間 10 議 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問10で1.	を選択した	と場合、行っている]	取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	画「政治分野におけるハラ	同14 男女共同参画に関する低ラ 修(ハラスメント防止に関するの以外)を行っていますか。	同19 講会において、通称又は旧 す 姓の使用を認めています か。		重営に関する指針(手引き・ガイドラインを 担当部局又は男女共同参画センターの Σ置づけられているか。
県村町	1. 人員及び場所の設置 または提供がされてい る。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設 2. 授乳等に必要な場所の設置または提 がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。	1. 行っている。供 2. 行っていないが、今後、取り組む予定であ	に 1 関 . 定すハ	す 2 る. を議ハ	関. 関. をすハ			1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取り組む予定である。	1. 明記した規定があり、認 さ、 めている。 2. 明記した規定はない	1. 位置づけられた規 左i 定がある。 2. 位置づけられてい	記で、1. を選択した場合 当部分の規定を記入してください。
村	 保育に必要な場所の 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 設置または提供する 予定である。 なし 	3. 設置または提供する予定である。 4. なし	る。 3. 行っておらず、今後 取り組む予定もない。	定等)があるのである。	設置している。員向け相談窓口	4・その他4・その他	その他内容		3. 利用していない。	3. 行っておらず、今後、」 り組む予定もない。	取が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。		
F F 3	0	3	8	5 5	0	0 0			1	3	2	3	
	2	3	11	0	1	0 0			0	8	5	41	
	1	0	40	0	0	2 0			1	48	4	15	
	56	53		0	0	0 1		福島市議会議員政治倫理条例			48		島市地域防災計画第2編第2章第1節7
7 201 福島市	4	4	1	1				(議員の責務) 第二条 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、良心と責任感を持てその品位の保持に努めなければならない。		3	4		女共同参画センター 広報車等による広報活動の支援に関すること 避難所内の必要物資・支援についての情報 供 男女共同参画に係る団体・専門家との連携 整
7 202 会津若松市	4	4	1	1				会津若松市議会議員政治倫理条例 第4条第3項 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じ性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。	3	3	4	2	
7 203 郡山市	4	1	3							3	2	2021年度は、フェスティバルイベントに併せて、講演「政治分野における女性の参画〜女性の政治参画の必要性について考える〜」を期間限定で録画配信した。今後についても、事業を継続して実施する。	
7 204 いわき市	4	4	2							2	2	2	
7 204 いわき市 7 205 白河市 7 207 須賀川市	4 4	2 2	3 3							1 3	4 4	3	
7 208 喜多方市	4	4	3							3		喜多方市議会議員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。	
7 209 相馬市	4	4	3							3		相馬市議会議員の身上等の届出に関する要領 第3条 前条の規定により届出た氏名に替えて 通称名を使用する場合は、通称名使用届(様式 第2号)により届け出なければならない。	
7 210 二本松市 7 211 田村市 7 212 南相馬市 7 213 伊達市 7 214 本宮市	4	4	3 2							3	4	2	
7 212 南相馬市	4	4	2							3	2	2	
7 213 伊達市 7 214 本宮市	4 4	4 4	3 3			+ +	+		+	3 3	3		
7 301 桑折町	4	4	1			4	関連するパンフレットを配布し、 知している。	周		3	4	3	
7 303 国見町 7 308 川俣町 7 322 大玉村 7 342 鏡石町 7 344 天栄村	4	4	3							3	4	3	
7 322 大玉村	4	4	2							2	4 4	2	
7 342 鏡石町	4	4 4	2 3							3 3	<u>4</u> Δ		

区	問8	問9	問10				員 の 両 立 支 援 体 			問15	問16	問17 地域防災計画や避難す	近軍営に関する指針(手引き・ガイドライン)
町	議員の利用することのできる保育施設等が議会に 設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が 会に設置または提供されているか。	議 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	, 問10で1. を選択し	た場合、行っている	取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	スメント防止研修教材」の	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。 地域防災計画や避難所 含む)に、男女共同参画 具体的な役割が明確に	が理当に関する指述(子がさ・ガイドノイン 国担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
村 町 コ 村 I 名 A	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2. 授乳等に必要な場所の設置または提付がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。	1. 行っている。 供 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	定すハ で議パ	要行っている いラスメント防 ・ハラスメント防	その他内容	下郷町議会政治倫理条例	1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。	取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
362 下郷町	4	4	1	1			第4条 議員は、政治資金規正法(昭和23年法(昭和23年法律第194号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(可以では、次にある者に対して、次にある者に対して、次にある者に対して、次によれて、次には、次には、次には、ののは、大ののは、大ののは、大ののは、大ののは、大ののは、大ののは、大のの		3	4		2	
							て同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使することを働きかけないこと。 (7) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。 (8) 町から補助金又は交付金等を受けている営利を目的とする法人その他の団体の代表等に就任しないこと。 (9) 本会議等開会時の葬儀及び告別式の出席は、親族を除き極力避けること。 (10) 新盆及び新彼岸等における金品の提供は行わないこと。 (11) 本会議等の欠席及び早退届はその理由を具体的に明記すること。	:					
364 檜枝岐村	4	2	3						3	4			の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を関るものとする。
367 只見町 368 南会津町	4	4	3 2						3	4		2 2	
402 北塩原村 405 西会津町 407 磐梯町	4 4	4 4 4	3 2 1		3			1	3 2 1	4 4 3		3 2	
367 只見町 368 南会津町 402 北塩原村 405 西会津町 407 磐梯町 408 猪苗代町 421 会津坂下町 422 湯川村 423 柳津町 444 三島町 445 金山町 446 昭和村	4 T 4	4 4	3 3		<u> </u>			·	3 3	4		2 2	
422 湯川村 423 柳津町	4	4 4	3 3						3 3	3 4		2 2	
二島 <u>미</u> 445 金山町 446 昭和村	2 4	1 4	3 3						3 3	4 4 4		3 3	
447 会津美里町		4	1	1			会津美里町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条(4) その地位を利用して嫌がらせをし、 強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合にあっても、他の者が不 快に感じるセクシャル・ハラスメント等人権を侵 害するおそれのある言動又は行為をしてはならない。		2	4		2	
461 西郷村 464 泉崎村	4 4	4 4	3 3						3 3	4 4		3 3	
461 西郷村 464 泉崎村 465 中島村 466 矢吹町 481 棚倉町 482 矢祭町 483 塙町 484 鮫川村	2 4	4 4	2 3						2 3	4		2 2	
481 棚倉町 482 矢祭町	4 4	4 4	3 3						3 3	4		3 3	
484 鮫川村	4 4	4 4	3 3						3	4 4		2	石川町地域防災計画
501 石川町	4	4	3						3	4			石川町地域防灰計画 一般災害対策編 第1章災害予防計画 第10 節避難対策 第8男女共同参画の視点に基づ 避難所運営の推進
	4	4 4	1 3	2	3			3	1 3	2 4		2 2	
	4					<u> </u>	<u> </u>			I 4		2	
	4 4	4 4	3 2						2	4		3	
	4 4 4 4 4 4	4 4 1 4 4	3 2 3 3 2						2 3 3 3	4 4 4 4		3 2 2 2 3	
502 玉川村 503 平田村 504 浅川町 505 古殿町 521 三春町 522 小野町 541 広野町 542 楢葉町 543 富岡町 544 川内村 545 大熊町 546 双葉町	4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 1 4 4 4 4	3 2 3 3 2 2 3 3						2 3 3 3 3 3	4 4 4 4 4 4		3 2 2 2 3 2 3	

都	市市												
道府	区区区	問8 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されているか。	問10 問1 議会におけるハラスメン 問う ト防止に関する取組を 行っているか。			問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラ	問14 男女共同参画に関する研	姓の使用を認めています	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	_ ──地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 合む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの ──具体的な役割が明確に位置づけられているか。
県コード	村 コ 村 ー ギ	1. 人員及び場所の設置	4. なし	3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。 が あ	に関する議員向けている を設置している を設置している を設置している を設置している を設置している を設置している を設置している を設置している を設置している を設置している	の他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、 取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 り組む予定もない。	2. 明記した規定はない			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
7	547 浪江町	3	4	1	1		浪江町議会政治倫理条例 第4条(8) その他地位を利用して嫌がらせをし、 強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ ハラスメント及びパワー・ハラスメントその他人 権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	4			2
7	548 葛尾村	4	4	3					3	4			2
7	561 新地町	4	4	3					3	4			2
7	564 飯舘村	4	4	3					3	4			2